

札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）新旧対照表

現 行				改 正 後				備 考		
目次（省略）				目次（現行のとおり）						
第1条～第78条（省略）				第1条～第78条（現行のとおり）						
別表1				別表1						
	ア	イ	ウ	エ		ア	イ	ウ	エ	
1～4（省略）				1～4（現行のとおり）						
5	用途地域（都市計画法第8条第1項の規定に基づく用途地域をいう。以下同じ。）の指定のない次に掲げる区域 (1) 手稲山口地区地区計画の区域のうち低層専用住宅地区の区域 (2) 新川北地区地区計画の区域 (3) 前田公園南地区地区計画の区域のうち低層住宅地区の区域 (4) 曙11条2丁目地区地区計画の区域のうち一般住宅地区の区域 (5) 前各号の区域に接する区域のうち、当該各号の区域に準ずるものとして市長が定める区域	イ		(二)	5	用途地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）の指定のない次に掲げる区域 (削る。) (1) 新川北地区地区計画の区域 (削る。) (2) 曙11条2丁目地区地区計画の区域のうち一般住宅地区の区域 (3) 前2号の区域に接する区域のうち、当該各号の区域に準ずるものとして市長が定める区域	イ		(二)	規定整備  手稲山口地区地区計画及び前田公園南地区地区計画の区域に用途地域が指定されたことに伴う規定整備（以下同じ。）
6	用途地域の指定のない次に掲げる区域 (1) 前田公園南地区地区計画の区域のうち機能複合地区の区域 (2) 曙11条2丁目地区地区計画の区域のうち医療・福祉地区の区域 (3) 前2号の区域に接する区域のうち、当該各号の区域に準ずるものとして市長が定める区域	ロ		(二)	6	用途地域の指定のない次に掲げる区域 (削る。) (1) 曙11条2丁目地区地区計画の区域のうち医療・福祉地区の区域 (2) 前号の区域に接する区域のうち、同号の区域に準ずるものとして市長が定める区域	ロ		(二)	

7	用途地域の指定のない次に掲げる区域 <u>(1) 手稲山口地区地区計画の区域のうち沿道A 地区及び沿道B地区の区域</u> <u>(2) 清田・真栄地区地区計画の区域のうち沿道A 地区及び沿道B地区の区域</u> <u>(3) 前田公園南地区地区計画の区域のうち沿道 地区の区域</u> <u>(4) 曙11条2丁目地区地区計画の区域のうち沿 道地区の区域</u> <u>(5) 前各号の区域に接する区域のうち、当該各号 の区域に準ずるものとして市長が定める区域</u>	ロ	(三)
---	--	---	-----

備考

- 1 手稲山口地区地区計画の区域とは、都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画手稲山口地区地区計画の区域をいう。
- 2 新川北地区地区計画の区域とは、都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画新川北地区地区計画の区域をいう。
- 3 清田・真栄地区地区計画の区域とは、都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画清田・真栄地区地区計画の区域をいう。
- 4 前田公園南地区地区計画の区域とは、都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画前田公園南地区地区計画の区域をいう。
- 5 曙11条2丁目地区地区計画の区域とは、都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画曙11条2丁目地区地区計画の区域をいう。

別表2・別表3 (省略)

7	用途地域の指定のない次に掲げる区域 <u>(削る。)</u> <u>(1) 清田・真栄地区地区計画の区域のうち沿道A 地区及び沿道B地区の区域</u> <u>(削る。)</u> <u>(2) 曙11条2丁目地区地区計画の区域のうち沿 道地区の区域</u> <u>(3) 前2号の区域に接する区域のうち、当該各号 の区域に準ずるものとして市長が定める区域</u>	ロ	(三)
---	---	---	-----

備考

- (削る。)
- 1 新川北地区地区計画の区域とは、都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画新川北地区地区計画の区域をいう。
- 2 清田・真栄地区地区計画の区域とは、都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画清田・真栄地区地区計画の区域をいう。  
(削る。)
- 3 曙11条2丁目地区地区計画の区域とは、都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画曙11条2丁目地区地区計画の区域をいう。

別表2・別表3 (現行のとおり)